

令和2年度 桐生市就学援助制度の御案内

桐生市教育委員会 学校教育課

○ 就学援助制度とは

経済的理由によって就学が困難と認められる小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学校生活に必要な費用の一部を市町村が援助するものです。

○ 就学援助を受けられる方

桐生市内に住所があり、桐生市立小・中学校に在学中または入学予定の児童生徒の保護者で、下記のいずれかの基準に該当する方のうち、桐生市教育委員会が認定した方です。

なお、入学前に入学準備金（新入学用品費）の支給を受けた方は、継続して令和2年度の就学援助を受けられますので、入学後に就学援助申請手続きをする必要はありません。

	認定基準	申請するときに必要な書類
1	生活保護が停止または廃止された方	生活保護停止・廃止決定通知書の写し
2	市町村民税が非課税の方	非課税証明書または所得・課税証明書 ※ 被扶養者を除く世帯全員分を提出
3	天災等により市町村民税の減免を受けた方	減免通知書の写し
4	天災等により個人の事業税の減免を受けた方	減免通知書の写し
5	天災等により固定資産税の減免を受けた方	減免通知書の写し
6	国民年金保険料の全額免除を受けた方	保険料免除・納付猶予申請承認通知書の写し ※ 被保険者全員分を提出
7	国民健康保険税の減免又は徴収猶予を受けた方	減免通知書の写し
8	児童扶養手当の支給を受けている方	児童扶養手当証書の写し
9	(保護者の職業が不安定で、生活が困難な方)	
	①給与所得者・パート等の方	所得・課税証明書または給与所得の源泉徴収票 ※ 被扶養者を除く世帯全員分を提出
	②自営業の方	前年分所得税の確定申告書(申告先の受領印のある控え) ※ 被扶養者を除く世帯全員分を提出
	③上記書類のない方 年金所得者や収入の少ない方	市民税・県民税申告書 (受領印のある控え又は申告後の非課税証明書) ※ 被扶養者を除く世帯全員分を提出
10	学校徴収金に滞納があり、被服・学用品・通学用品等に不自由していると学校長が認める方	経済的状況が把握できる書類

【注】税の申告をしていない方は判定ができませんので、必ず申告を済ませてください。

○ 申請書の提出について

就学援助を希望される方は、小・中学校または教育委員会学校教育課にある就学援助費申請書および口座届に必要な事項を記入し、必要な証明書類等を添えて、児童生徒が通学する小・中学校に提出してください。

世帯については、住所が別であっても、生計を共にしている方は同じ世帯とみなします。

兄弟姉妹がいる場合は、児童生徒ごと、また、小学校、中学校に通学している場合は、それぞれの学校に申請書を提出してください。その場合、証明書類は写しで結構です。

なお、申請しても必ずしも援助が受けられるとは限りません。援助は世帯の状況を審査し決定しますので、あらかじめ御了承ください。

○ 支給費目及び予定額について

費目	小学校	中学校	備考
学用品費	11,520円	22,510円	
通学用品費	2,250円	2,250円	1年生以外
新入学学用品費	50,600円	57,400円	入学前または1年生の4月中の認定者
校外活動費	(日帰り)1,580円	(日帰り)2,290円	校外学校行事参加者の交通費、見学科等(金額は限度額)
	(宿泊)3,650円	(宿泊)6,150円	
修学旅行費	実費	実費	修学旅行参加者の交通費、宿泊料等
給食費	実費	実費	

※ 金額は予定額です。

※ 学校徴収金に未納がある場合、支給額から充当させていただきます。

○ 支給日及び費目について

区分	時期(予定)	費目
前期	7月	学用品費等(学用品費、通学用品費)、新入学学用品費(※1)、給食費(4~7月分)
中期	12月	学用品費等(修学旅行費)、給食費(8~12月分)
後期	2月	学用品費等(学用品費(残額分)、校外活動費)、給食費(1~3月分)
入学前支給	3月	新入学学用品費(※2)

※1 小1・中1対象(4月当初に認定を受けた場合)。

※2 新小1・新中1対象(入学前支給の認定を受けた場合)。

※ 支給日は事務処理上前後する場合がありますので御了承ください。

※ 年度途中から認定・支給となった場合はこの限りではありません。

○ 廃止について

桐生市外への転出、保護者の再婚(事実婚による児童扶養手当の受給資格喪失を含む)等の事柄が発生した場合は、その日限りで援助廃止となりますので、通学している小・中学校または教育委員会学校教育課へ連絡し、所定の書類を提出してください。

また、経済状況の好転により就学援助の必要なくなった場合や、申請の理由とした事項に変更が生じた場合についても、同様に連絡してください。

なお、廃止に伴って戻入金が発生する場合があります。廃止の連絡が遅れることで戻入金が発生する場合がありますので、速やかに連絡してください。

○ その他

- ・ 認定に当たって世帯の状況を確認する必要がありますので、学校や地域の民生委員による調査には必ず協力してください。
- ・ 住所や世帯状況に変動があった場合は、必ず連絡してください。
- ・ 認定期間は当該年度末までですので、毎年度申請が必要になります。

問い合わせ先

桐生市教育委員会学校教育課学事係(桐生市役所本館4階)

電話: 0277-46-1111(内線687・649)